

県道岡山吉井線自転車通行空間整備工事（R8）特記仕様書

本工事の施工は、「岡山市土木工事共通仕様書（令和８年６月１日改定）」のほか、この特記仕様書によるものとする。岡山市土木工事共通仕様書は岡山市監理検査課のホームページでダウンロードできる。<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000035748.html>

なお、岡山市土木工事共通仕様書に対する追加事項等は、下記のとおりとする。

【第１編 共通編 第１章 総則 関係】

編	章節条	見出し	項	訂正及び追加仕様事項
1	1-1	提出書類	追加	受注者は監督員が提示する土木工事検査提出書類チェック表にもとづいて必要な書類を提出しなければならない。
1	1-1-5	工事加工作成、登録		コリンズへの登録費用は現場管理費に含まれている。
1	1-1-10	施工体制台帳	追加	施工体制台帳の一部となる作業員名簿を作成し、監督員に提出しなければならない。（元請け及び全ての下請負人が対象）
1	1-1-14	調査・試験に対する協力	追加	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工形態動向調査の対象工事となった場合には調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。 受注者は、当該工事が発注者の実施する土木工事間接工事費内訳調査の対象工事となった場合には調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項
1	1-1-32	工事中の安全確保	追加	1. 施工の安全確保について 建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、下記事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。 (1) 現場点検及び安全教育については、岡山市土木工事共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全施工技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全対策を図らなければならない。 (2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し施工時には、これを遵守するものとする。 (3) 安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、その内容を充実させるとともに、処置の必要がある場合は、適切に処置し、処理内容等を記録するものとする。 また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。 2. 施工箇所内には現道部分があるため、交通の確保及び安全には十分配慮して実施すること。また、沿道の家屋等の車両等の出入りについては十分配慮して実施すること。 3. 歩行者等の通行スペースは常に確保すること。
1	1-1-36	環境対策	追加	1) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工計画書に記載するとともに現場代理人は施工現場において使用する建設機械が確認できる写真撮影を行い提出するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に貼付けてある「指定ラベル」についても写真撮影を行い提出するものとする。 2) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械が使用できない場合は、設計変更の対象とする。 3) 本工事は家屋に近接し、また、交通車両の多い箇所もあるので、振動、騒音の防止及び交通安全については十分な措置を講じ、細心の注意を払うこと。 4) 施工ヤードは日々清掃につとめ、整理整頓すること。

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項
1	1-1-41	官公庁等への手続き等	追加	受注者は、騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業に該当する作業を実施する場合は、作業開始の7日前までに特定建設作業実施届出書を当市環境保全課に届けなければならない。
1	1-1-46	保険の付保及び事故の補償		労災保険の加入確認について 工事着手日までに最新の労災保険の加入が確認できるもの（労災保険概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（受付日付印のあるもの。）、労働者災害補償保険加入証明書の写し又は労働保険事務組合領収書の写し等）を提出しなければならない。
1	1-1	工 期		本工事は、「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領（令和7年8月1日）」および「岡山市余裕期間設定工事施行要領（令和3年4月1日）」の対象工事である。工期は、準備、跡片付、雨天、祝日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末・年始にかかる場合は年末年始休暇、工事完成検査のための2週間及び週休2日等を見込んでいる。 工期は、令和8年12月21日（工事完了期限日）としている。ただし、週休2日を達成するためには、原則、工期の14日前（工期内工事完成検査）までに工事完成通知書の受理を受けなければならない。

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項
1	1-1-23	工事完成検査	追加	受注者は、契約工期（終期日）の14日前までに工事を完成させ、設計図書及び岡山市土木工事共通仕様書「2 施工管理編」にある工事施工管理基準等に基づく各種測定・試験結果、工事記録写真、出来形管理資料、品質管理資料、工事関係図及び工事報告書等の全ての工事関係書類を監督員へ提出して、工事完成通知書の受理を受けること。 なお、工事完成検査については、工期内に岡山市監理検査課による検査を受けること。

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項
		ウィークリースタンスの推進		受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、下記に列記するウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。（災害対応等の緊急を要する場合は除く。） 1 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 (1) 勤務時間外の打合せの設定は行わない。 (2) 施工時間外の立会の設定は行わない。 (3) 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。 2 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 (1) 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。 3 受発注者間のパートナーシップの的確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。 (1) ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から24 時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。 (2) 発注者は、必要に応じて三者会議を開催する。 (3) 現地状況が異なる場合等にあたっては、受注者と遅滞なく協議・調整する。協議等にあたっては、現地、WEB 会議等により効率化を図る。 (4) 「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。

【第2編 材料編 第1章 一般事項 関係】

編	章節条	見出し	項	訂正及び追加仕様事項
2	1-1	材料伝票	追加	本工事に使用された工事材料について、その伝票類を整備すると共に、工事完了時に提出（原本）しなければならない。但し、監督員の承諾を得た工事材料についてはこれを省略することができる。

【第2編 材料編 第2章 土木工事材料 関係】

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項			
				区 分	確 認 材 料	確認方法	現地確認頻度
				その他	自転車ピクトグラム	資料、現地立会	初回及び適宜
2	1-2	工事材料の品質	追加				

2 施工管理編 [5] 保安施設設置基準

編	章節条	見出し	項	訂正及び追加仕様事項
		週休2日看板		※工事看板 掲示例 標記内容については、以下を参考とすること。